

## 千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（概要）

### 1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき、一部の様式について押印の義務付けを廃止するための改正を行う。

併せて、その他所要の規定整理を行う。

### 2 改正内容

- (1) 第2条第1項及び第3条中「推薦書」を「奨学生推薦書」に改めた。
- (2) 第18条中「死亡届」を「奨学生（借受人）死亡届」に改めた。
- (3) 別記第1号様式中「第二条」を「第二条第一項」に改めた。
- (4) 別記第2号様式中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「㊟」を削った。
- (5) 別記第5号様式中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「㊟」を削った。
- (6) 別記第6号様式及び第6号様式の2中「㊟」を削った。
- (7) 別記第7号様式から第12号様式までの規定、第14号様式及び第18号様式中「㊟」を削った。
- (8) 別記第19号様式中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、「㊟」を削った。
- (9) 別記第20号様式から第22号様式までの規定中「㊟」を削った。
- (10) 別記第23号様式中「第二十条第三項」を「第三項」に改めた。
- (11) 別記第24号様式中「第二十条第三項」を「第三項」に改め、「㊟」を削った。

### 3 施行期日

令和5年4月1日